

第76回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
4階「フィガロ」の間

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2023年6月27日（火曜日）午後5時00分到着分まで

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く場合は、ご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 久世

証券コード：2708

経営理念

私達は、
明るい**信頼**される
会社になります

私達は、
お客様の立場に立ち、
最高の商品とサービスを
提供します

私達は、
絶えず革新に**挑戦**し、
たくましい会社にな
ります

私達は、
お客様、お取引先の
繁栄と株主、社員の
幸福に貢献します

私達は、
そのために会社の
成長と発展を
果たします

私達のありたい姿

システムで **運ぶ**、**つくる**、**考える**
「**頼れる食のパートナー**」

私達の使命は、創業以来続けてきた「食」で社会に貢献すること。
常に「挑戦」「成長」を続け「最高」の商品とサービスを提供する
ことで、全てのステークホルダーの「幸福」を実現し、
「信頼」される会社を目指しています。

私達の目指す役割

フードサービス・ソリューション・カンパニー

「運ぶ」「つくる」「考える」という3つの観点から、
『繁盛店づくり』のための様々なサポートを行い、課題を解決する
『フードサービス・ソリューション・カンパニー』です。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素から当社の事業運営に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第76回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当期は新型コロナウイルス感染症の拡大局面はあったものの、政府からの緊急事態宣言等の行動制限は発出されず、飲食や旅行に関する政府支援策が再開され、またウィズコロナの浸透により個人消費が回復いたしました。

このような中、当社グループは、直近2年間で物流センターの統廃合や配送の効率化などによる諸経費の圧縮を進め、損益分岐点の低減に取り組んで参りました。また、営業面では継続してお客様へ様々な提案を行いサービスの維持・向上を図るとともに、DX化によるお客様の利便性の向上を進め、合わせて中食・惣菜、給食・ヘルスケア関連等の時代の変化に対応した業態への営業活動を強化いたしました。さらに、EC事業の拡大など新しい分野にも積極的にチャレンジしております。

こうした取り組みの結果、通期での業績は売上高564億円、営業利益8億円、経常利益9億円、親会社株主に帰属する当期純利益は8億円を計上することができました。

株主様には過去2年に亘って無配となりご期待に沿うことが叶いませんでしたが、今期は新型コロナウイルス感染症による業績への影響のなかった2019年3月期と同水準の12円に復配させていただきたいと存じます。

当社の関わる外食・中食産業は、コロナ禍で身近な贅沢として再認識されたのではないかと思います。各種イベントの制限緩和やインバウンドの回復を通じ更なる伸長が期待されます。当社グループは、今後必要な投資を行いつつ、引き続き「頼れる食のパートナー」として楽しい食の流通を担う役割を全うし、持続的な成長を図ってまいります。

なお、2022年3月に資本業務提携契約を締結した国分グループ本社株式会社とは、様々な連携を継続的に検討し、同社グループと企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様には引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社 久世 代表取締役社長

久世 真也

証券コード2708
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋二丁目29番7号
株式会社 久 世
代表取締役社長 久 世 真 也

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第76回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】<https://www.kuze.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/TK010010Action.do?Show=Show>

※上記のウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コード(2708)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合や、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く場合は、書面による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

記

敬 具

-
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月28日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記に掲載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

<受付は午前9時00分に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送によるご行使



行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するよう
ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、
賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の投資計画やキャッシュ・フロー、事業環境を総合的に勘案しつつ安定配当を基本に置きながら弾力的に株主還元を図っていくものとし、一定以上の利益水準を達成した場合には業績連動の考え方を取り入れるものとしております。

当社の足元の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響を漸く脱し業績が回復した一方で、過去2年に亘り設備投資や修繕コスト等の実施を見合わせており、更なる成長のためにある程度の内部留保が必要であると考えております。そのため当期の期末配当につきましては、新型コロナウイルスによる事業への影響がなかった2019年3月期と同水準の1株につき12円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

2 当社普通株式1株につき金12円 総額 55,515,924円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** ^く久 ^ぜ世 ^{けん}健 ^{きち}吉 (1945年8月30日生) 再任

候補者の有する当社の株式数

619, 425株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 当社入社
1974年5月 当社専務取締役
1978年5月 当社代表取締役副社長
1990年4月 当社代表取締役社長
2010年6月 キスコフーズ株式会社取締役
2012年5月 久華世(成都)商貿有限公司董事長
2013年4月 久華世(成都)商貿有限公司董事
2017年6月 当社代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

2

く ぜ しん や
久 世 真 也

(1972年9月27日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

291, 750株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年10月 当社入社
2007年6月 当社取締役営業本部東京支店副支店長
2007年12月 当社取締役経営企画室長
2009年5月 当社取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
2009年7月 当社常務取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
2010年6月 キスコフーズ株式会社代表取締役社長
2011年5月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長
2011年7月 当社取締役
2012年5月 久世(香港)有限公司董事(現任)
2014年4月 旭水産株式会社取締役(現任)
2014年6月 当社取締役副社長
キスコフーズ株式会社取締役(現任)
株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
2015年4月 当社取締役副社長兼営業本部長
久華世(成都)商貿有限公司董事(現任)
2015年8月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役(現任)
2016年3月 上海日生食品物流有限公司監事
2017年6月 当社代表取締役社長(現任)
2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事(現任)
2019年6月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役(現任)
2020年5月 株式会社ジェフサ取締役(現任)

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
旭水産株式会社取締役
久世(香港)有限公司董事
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役
久華世(成都)商貿有限公司董事
上海日生食品物流有限公司董事
株式会社ジェフサ取締役

候補者番号

3

かとうひろただ
加藤 広 忠

(1955年11月22日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年7月 当社入社
2004年6月 当社取締役人事総務部長
2007年6月 キスコフーズ株式会社取締役（現任）
2009年10月 株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
2011年7月 当社取締役経営サポート本部人事総務部長
2016年4月 当社取締役経営サポート本部長
2017年6月 旭水産株式会社取締役（現任）
2017年6月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役（現任）
2017年6月 当社常務取締役経営サポート本部長
2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事（現任）
2018年3月 久華世(成都)商貿有限公司董事（現任）
2018年4月 久世(香港)有限公司董事
2019年6月 久世(香港)有限公司董事長（現任）
2021年4月 当社常務取締役物流本部管掌（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
旭水産株式会社取締役
久世(香港)有限公司董事長
久華世(成都)商貿有限公司董事
上海日生食品物流有限公司董事

株主総会参考書類

候補者番号

4

いち かわ あき お
市 川 明 夫

(1962年10月19日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2010年2月 営業本部商品部商品課MG
2013年1月 営業本部商品部長兼資材用品課統括MG
2015年4月 当社商品本部長
2019年6月 当社取締役商品本部長
2021年4月 当社取締役経営サポート本部長
2021年6月 当社取締役商品本部管掌兼コーポレートサポート本部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

5

よし だ ひろ ゆき
吉 田 弘 之

(1967年10月18日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 株式会社中塾酢店入社 (現株式会社 Mizkan Holdings)
2011年4月 当社入社海外事業部担当部長
2012年5月 久世(香港)有限公司董事 (現任)
2013年1月 久華世(成都)商貿有限公司董事長総経理
2016年1月 上海日生食品物流有限公司董事
2016年8月 当社海外事業本部長兼マーケティング本部副本部長
2017年3月 久華世(成都)商貿有限公司董事長 (現任)
2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事長 (現任)
2020年4月 当社経営企画室長
2021年4月 当社経営サポート本部副本部長兼経営企画部長
2021年6月 当社取締役経営戦略推進室長
キスコフーズ株式会社取締役 (現任)
2022年4月 当社取締役営業本部管掌兼プラットフォーム事業部管掌 (現任)

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
久世(成都)商貿有限公司董事長
上海日生食品物流有限公司董事長
久世(香港)有限公司董事

候補者番号

6

ひら かわ
平 川

いさお
功

(1955年6月30日生)

再任

社外

独立

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 鐘紡株式会社入社
2006年5月 同社事業管理室長
2007年8月 カルビー株式会社入社
2008年6月 同社執行役員CFO
2010年4月 同社執行役員財務経理本部長
2012年2月 同社執行役員社長付特命事項担当
2012年6月 同社常勤監査役
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2020年7月 株式会社フロンティアインターナショナル監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フロンティアインターナショナル監査役

候補者番号

7

すずき かいち
鈴 木 嘉 一

(1962年4月2日生)

再 任

社 外

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社
 2010年4月 国分株式会社酒類統括部長
 2011年1月 国分株式会社酒類統括部総括・育成商品担当部長兼開発商品担当部長
 2012年1月 国分株式会社フードサービス事業部長
 2014年1月 国分株式会社フードサービス事業部長兼物流事業部長
 2015年1月 国分株式会社フードサービス事業部長兼低温フレッシュ・フードサービス統括フードサービス担当部長兼物流統括部長
 2015年5月 株式会社ニッコクトラスト社外取締役（現任）
 2016年1月 国分グループ本社株式会社執行役員フードサービス事業部長兼低温フレッシュ・フードサービス統括部フードサービス担当部長
 2019年3月 国分グループ本社株式会社執行役員フードサービス事業部長兼グループ戦略推進室長兼低温フレッシュ・フードサービス統括部フードサービス担当部長
 国分グループ本社株式会社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼フードサービス事業部長兼グループ戦略推進室長
 デリシヤス・クック株式会社取締役（現任）
 2021年1月 国分グループ本社株式会社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長
 2021年3月 国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長（現任）
 国分首都圏株式会社取締役（現任）
 国分西日本株式会社取締役（現任）
 旭トラストフーズ株式会社取締役（現任）
 中部食糧株式会社取締役（現任）
 株式会社山吉取締役（現任）
 新潟酒販株式会社取締役（現任）
 2022年6月 当社社外取締役（現任）
 2023年3月 国分東北株式会社取締役（現任）
 国分関信越株式会社取締役（現任）
 国分フードクリエイト株式会社（現任）

重要な兼職の状況

国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長
 国分東北株式会社取締役
 国分関信越株式会社取締役
 国分首都圏株式会社取締役
 国分西日本株式会社取締役
 国分フードクリエイト株式会社取締役
 旭トラストフーズ株式会社取締役
 デリシヤス・クック株式会社取締役
 中部食糧株式会社取締役
 株式会社山吉取締役
 新潟酒販株式会社取締役
 株式会社ニッコクトラスト社外取締役

-
- (注) 1. 取締役候補者 久世健吉氏は、当社との間に次の特別の利害関係があります。
当社は、同氏ならびに同氏が代表取締役を兼任している株式会社パートナーとの間に、不動産賃貸借取引があります。
2. 取締役候補者 久世真也氏は、当社との間に次の特別の利害関係があります。
当社は、同氏が取締役を兼任し、かつ、同氏および同氏の近親者が合算して議決権の100%を直接保有する株式会社パートナーとの間に、不動産賃貸借取引があります。
3. 上記1および2を除き各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者 平川功氏、鈴木嘉一氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は平川功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が本総会にて取締役に選任された場合は、引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
- (1) 平川功氏は、長年にわたる企業での経営企画・財務経理部門の豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、2019年6月に当社社外取締役に就任後、客観的な視点から当社の経営に的確な助言をいただいております。今後も、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、平川功氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
- (2) 鈴木嘉一氏は、国分グループ本社株式会社の取締役常務執行役員経営統括本部副本部長としてマーケティング・商品統括部並びにフードサービス統括部の部長および戦略推進室の室長を務めております。これまでの経歴から専門性の高い知識と経験を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、鈴木嘉一氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、社外取締役候補者である平川功氏、鈴木嘉一氏と責任限定契約を締結しています。本議案において平川功氏、鈴木嘉一氏が選任され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当該契約を継続する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことよって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年8月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 後藤明彦氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ごとうあきひこ
後藤明彦

(1954年8月27日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

3,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2006年3月 当社入社
2006年6月 当社業務本部経理部長兼財務管理課統括MG
2007年12月 キスコフーズ株式会社監査役
2009年10月 株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
2011年4月 当社経営サポート本部経理部長
2012年5月 久華世(成都)商貿有限公司監事(現任)
2013年6月 当社取締役経営サポート本部経理部長
2017年10月 上海日生食品物流有限公司監事(現任)
2019年6月 当社監査役(現任)

重要な兼職の状況

久華世(成都)商貿有限公司監事
上海日生食品物流有限公司監事

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年8月に更新をする予定です。本議案において、後藤明彦氏が選任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)を補償対象としています。
このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

(ご参考) 本総会終了後の取締役および監査役のスキルマトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役および各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

		企業経営 経営戦略	営業・ マーケテ ィング	物流	商品開発 ・調達	財務・ 会計・ ファイナ ンス	IT・ デジタル	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマ ネジメン ト	ESG・ サスティ ナビリテ ィ	国際性 グローバ ル経験
		取 締 役	久世 健吉	●							
	久世 真也	●								●	●
	加藤 広忠	●		●				●	●	●	
	市川 明夫	●			●	●	●	●	●	●	
	吉田 弘之	●	●							●	●
	◎ 平川 功	●				●			●	●	
	○ 鈴木 嘉一	●	●	●	●						
監 査 役	後藤 明彦					●			●		
	◎ 和井田 堯彦					●			●		
	◎ 大鹿 博文					●			●		

(注) このスキルマトリックスは、すべての知見や経験を表すものではありません。

◎は社外独立役員、○は社外役員を示しております。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大局面はあったものの、緊急事態宣言等の行動制限は発出されず、10月以降の外国人の入国制限も緩和されました。さらにウィズコロナの浸透により、第3四半期以降は「Go To Eat」等の支援事業が再開され、消費マインドも高まりサービス業を中心に回復が顕著となりました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻等に起因する世界的なエネルギー価格の高止まりや、円安等を要因とする諸物価の高騰が進み、景気の先行きは依然不透明な状況にあります。

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場のうち外食市場におきましては、仕入コストの上昇や人手不足が継続しておりますが、集客面では改善が進んでおります。

このような状況のもと、当社グループは既存のお客様へ継続して様々な提案を行うことで、サービスの維持・向上を図るとともに、DX化によるお客様の利便性の向上を進めました。また、経費の抑制に努め、時代の変化に対応した中食・惣菜、給食・ヘルスケア関連等の業態への営業活動も引き続き強化してまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は564億60百万円（前年同期比28.8%増）、営業利益は8億42百万円（前年同期は9億8百万円の営業損失）、経常利益は9億円（前年同期は7億46百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億32百万円（前年同期は7億27百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を計上いたしました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（食材卸売事業）

当セグメントにおきましては、売上高は回復基調にあります。当社グループは、既存のお客様への新たな商品アイテムの提案を進めるとともに、経費の抑制に努め、時代の変化に対応した業態への営業活動を進めてまいりました。このような結果、売上高は507億57百万円（前年同期比29.9%増）、セグメント利益（営業利益）は12億71百万円（前年同期は3億59百万円のセグメント損失）となりました。

（食材製造事業）

当セグメントにおきましては、主に連結子会社キスコフーズ株式会社が食材製造を行っております。世界的な原材料やエネルギー価格の高騰に加え、物流費や人件費、さらに円安の影響による仕入コストの上昇も続いております。これに対して、引き続き製造工程の見直しによるコスト削減や生産性の向上に努め、新たな販路開拓を進めてまいりました。このような結果、売上高は55億95百万円（前年同期比19.9%増）、セグメント利益（営業利益）は3億86百万円（前年同期比116.5%増）となりました。

（不動産賃貸事業）

当セグメントにおきましては、主に連結子会社を対象に不動産賃貸を行っております。当事業の売上高は1億39百万円（前年同期比0.3%減）、セグメント利益（営業利益）は1億2百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社および連結子会社が業容拡大のために実施いたしました設備投資の総額は5億14百万円であり、その内訳は、食材卸売事業1億14百万円、食材製造事業3億75百万円、その他12百万円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に伴う資金は、自己資金にて充当いたしました。なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は30億円で借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場におきましては、アフターコロナに向け、外食・観光レジャー需要の回復に加えてインバウンドの増加も顕著となり、エアケータリング、ホテル・旅館を含めた外食需要の増加が見込まれます。その中で第一の課題は、この回復需要のニーズに応じていくとともに、需要が増加している中食・惣菜業態などの強化、観光レジャーなどアフターコロナで伸長する産業への対応が重要であると認識しております。

第二の課題は、世界的なエネルギー価格の高止まりや、円安等を要因とする諸物価の高騰が続く中、適正な粗利を確保し、強固な利益基盤を構築することだと考えております。そのために、お客様に対する適切な情報提供や新たな商品提案を通じ、事業ミッションである「頼れる食のパートナー」の役割を果たしてまいります。

第三の課題は、DX化による利便性の向上を進めることが必要であると認識しております。お客様との相互コミュニケーションを図るためのプラットフォームである『KUZEX（クゼックス）』を構築しました。お客様からの各種問い合わせやスマホ対応型の注文システムとの連携など、お客様と自社双方の利便性の向上を図ってまいります。

第四の課題は、財務体質の改善であると考えております。利益の確保に努め、コロナ禍にあつて増加した有利子負債を削減し、財務基盤を強化してまいります。

事業報告

(2) 財産および損益の状況

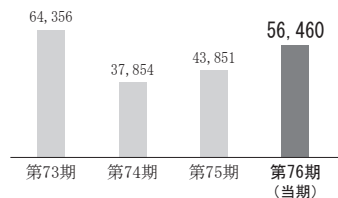
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (2020年 3 月期)	第 74 期 (2021年 3 月期)	第 75 期 (2022年 3 月期)	第 76 期 (2023年 3 月期)
売上高 (百万円)	64,356	37,854	43,851	56,460
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	69	△2,076	△746	900
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△290	△1,861	△727	832
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△78.55	△502.79	△196.53	181.01
総資産 (百万円)	18,060	17,944	17,674	20,794
純資産 (百万円)	5,335	3,497	2,777	4,446
1株当たり純資産 (円)	1,441.35	944.79	750.35	961.13

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

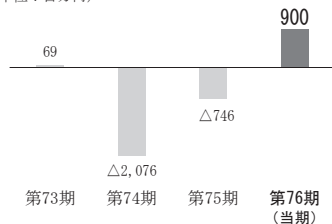
■ 売上高

(単位: 百万円)



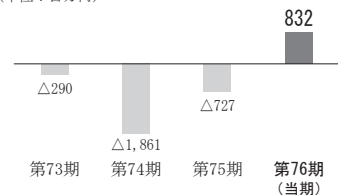
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位: 百万円)



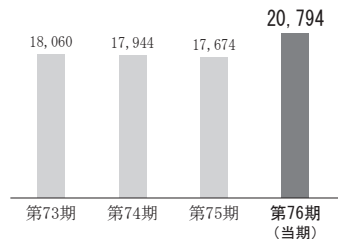
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位: 百万円)



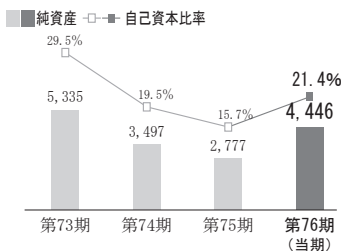
■ 総資産

(単位: 百万円)



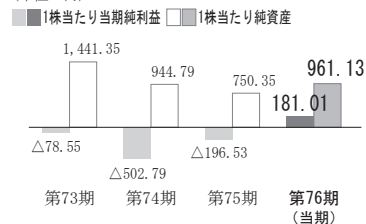
■ 純資産/自己資本比率

(単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)/1株当たり純資産

(単位: 円)



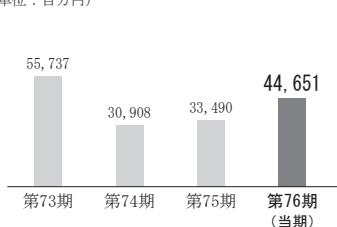
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (2020年 3 月期)	第 74 期 (2021年 3 月期)	第 75 期 (2022年 3 月期)	第 76 期 (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	55,737	30,908	33,490	44,651
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△107	△1,981	△863	664
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△347	△1,733	△807	710
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△94.01	△468.23	△218.06	154.61
総 資 産 (百万円)	14,705	13,850	13,428	16,199
純 資 産 (百万円)	3,579	1,781	881	2,399
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	967.16	481.26	238.04	518.64

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

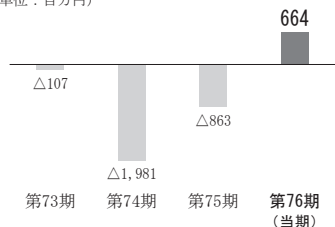
■ 売上高

(単位: 百万円)



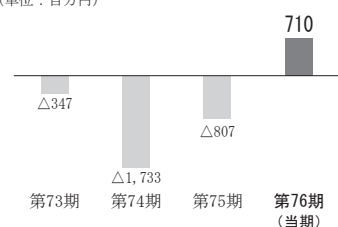
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位: 百万円)



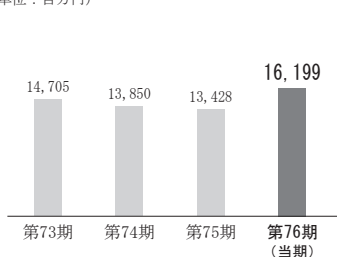
■ 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位: 百万円)



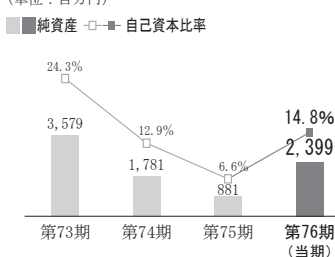
■ 総資産

(単位: 百万円)



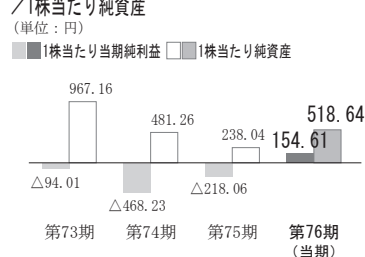
■ 純資産/自己資本比率

(単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)
/1株当たり純資産

(単位: 円)



事業報告

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
キスコフーズ株式会社	百万円 300	% 100.0	ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売
株式会社久世フレッシュ・ワン	百万円 30	% 100.0	生鮮野菜および農産物の販売
旭水産株式会社	百万円 50	% 100.0	水産物の仕入・販売並びに加工食品の開発および販売
久世（香港）有限公司	百万HK\$ 40	% 100.0	海外事業における情報収集
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED	百万NZ\$ 6	% 100.0 [100.0]	ソース類の製造
上海日生食品物流有限公司	百万US\$ 1	% 100.0 [100.0]	業務用食品卸売、輸出入、物流、倉庫、仕入品簡易加工
久華世（成都）有限公司	百万元 7	% 100.0 [100.0]	業務用食品卸売、輸出入、物流、倉庫、仕入品簡易加工

(注) 「議決権比率」欄の[内書]は、間接所有であります。

(4) 主要な事業内容

外食産業向け食材等の卸売事業、ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売事業、不動産賃貸事業

(5) 主要な営業所等

① 当社

本社 東京都豊島区東池袋二丁目29番7号

西東京支店（東京都豊島区）

東東京支店（東京都豊島区）

横浜支店（神奈川県横浜市）

大阪支店（大阪府大阪市）

戸田DC（埼玉県戸田市）

横浜DC（神奈川県横浜市）

第二横浜DC（神奈川県厚木市）

藤沢DC（神奈川県藤沢市）

厚木DC（神奈川県厚木市）

千葉DC（千葉県千葉市）

名古屋稲沢DC（愛知県稲沢市）

大阪天保山DC（大阪府大阪市）

② 主要な子会社

キスコフーズ株式会社

（東京都豊島区）

株式会社久世フレッシュ・ワン

（東京都豊島区）

旭水産株式会社

（東京都江東区）

久世（香港）有限公司

（香港）

KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED

（ニュージーランド）

上海日生食品物流有限公司

（中国）

久華世（成都）有限公司

（中国）

事業報告

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
614名	1名増

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託社員40名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、臨時雇用者340名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	344名	10名増	42.0歳	11.1年

- (注) 1. 上記従業員数には、子会社他よりの出向受入者8名、嘱託社員25名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、子会社他に出向者16名がおります。
3. 上記従業員の他、臨時雇用者268名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,545百万円
株式会社三菱UFJ銀行	490百万円
株式会社三井住友銀行	490百万円
株式会社静岡銀行	208百万円
株式会社横浜銀行	100百万円

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式総数 4,626,327株
- ③ 株主数 4,333名（前期末比224名増）
- ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
国分グループ本社株式会社	924,945株	19.99%
久世健吉	619,425株	13.38%
久世真也	291,750株	6.30%
久世純子	217,800株	4.70%
株式会社トーホー	135,000株	2.91%
久世社員持株会	132,925株	2.87%
久世将寛	130,500株	2.82%
久世晃介	128,100株	2.76%
株式会社みずほ銀行	125,000株	2.70%
株式会社極楽湯ホールディングス	125,000株	2.70%

（注）持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	久 世 健 吉		
代表取締役社長	久 世 真 也		キスコフーズ(株)取締役 (株)久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産(株)取締役 久世(香港)有限公司董事 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事 (株)ジェフサ取締役
常 務 取 締 役	加 藤 広 忠	物流本部管掌	キスコフーズ(株)取締役 (株)久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産(株)取締役 久世(香港)有限公司董事長 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事
取 締 役	市 川 明 夫	商品本部管掌 コーポレートサポート本部長	
取 締 役	吉 田 弘 之	営業本部管掌 プラットフォーム事業部管掌	キスコフーズ(株)取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事長 上海日生食品物流有限公司董事長 久世(香港)有限公司董事
取 締 役	平 川 功		(株)フロンティアインターナショナル監査役 国分グループ本社(株)取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長 国分東北株式会社取締役 国分関信越株式会社取締役 国分首都圏株式会社取締役 国分西日本株式会社取締役 国分フードクリエイティブ株式会社取締役 旭トラストフーズ株式会社取締役 デリシャス・クック株式会社取締役 中部食糧株式会社取締役 株式会社山吉取締役 新潟酒販株式会社取締役 株式会社ニッコクトラスト社外取締役
常 勤 監 査 役	後 藤 明 彦		久華世(成都)商貿有限公司監事 上海日生食品物流有限公司監事
監 査 役	大 鹿 博 文		税理士 イーウェストコンサルティング(株)代表取締役 (株)チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役 (株)スマートバリュー社外取締役 (株)ジェノバ社外監査役
監 査 役	和 井 田 堯 彦		キスコフーズ(株)監査役

-
- (注) 1. 取締役平川功氏、鈴木嘉一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大鹿博文氏、和井田堯彦氏は社外監査役であります。
3. 監査役大鹿博文氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する想定程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役平川功氏および監査役大鹿博文氏、監査役和井田堯彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
(1) 補填の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
(2) 保険料は全額会社負担としております。

② 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月22日の取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定方針を決議しております。

その決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社および当社グループが「頼れる食のパートナー」として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬にて支払うこととしつつ、今後の当社を取り巻く事業環境の変化に応じて、業績連動報酬等や非金銭報酬等を含めた報酬体系への移行を検討していく。なお、社外取締役の報酬は、客観的立場に基づき当社経営に対する監督および助言を行うという役割を考慮し、月例の固定報酬のみを支給する。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、現時点では業績連動報酬等および非金銭報酬等については、採用しないこととする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社は、現時点では業績連動報酬等および非金銭報酬等について採用しないことから、金銭報酬のみである。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

事業報告

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

上記委任をうけた代表取締役社長は、社外取締役の客観的立場に基づく助言を受け、客観性と妥当性を考慮し決定する。

以上の決定方針と株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、役員報酬内規等の一定の基準を基に2022年6月24日開催の取締役会において取締役個別の報酬額の算出の授権を受けた代表取締役久世真也が決定しております。

なお、代表取締役社長久世真也に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 会社役員報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	7名	108百万円	内社外2名7百万円
監 査 役	3名	25百万円	内社外2名11百万円
合 計	10名	133百万円	

- (注) 1. 2007年6月27日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、監査役の報酬額は年額36百万円以内とご決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は8名、監査役の員数は2名であります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役平川功氏の兼職先である㈱フロンティアインターナショナルは当社と資本・商取引等の関係はありません。

社外取締役鈴木嘉一氏の兼職先である国分グループ本社㈱は、当社と資本・商取引等の関係にあり、その他の兼職先につきましても同社と資本・商取引等の関係にあります。当社は同社およびそのグループ各社と様々な連携を継続的に検討し、企業価値の向上を図っております。

社外監査役大鹿博文氏の兼職先であるイーウェストコンサルティング㈱、㈱チャーム・ケア・コーポレーション、㈱スマートバリューおよび㈱ジェノバは当社と資本・商取引等の関係はありません。

- ・責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役	平 川 功	22/22回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、経営企画・財務経理部門で培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	鈴 木 嘉 一	17/18回 (94%)	—	当事業年度開催の取締役会には、2022年6月24日就任以降18回中17回に出席し、企業経営・営業・マーケティング等で培われた豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	大 鹿 博 文	22/22回 (100%)	12/12回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	和井田 堯 彦	21/22回 (95%)	11/12回 (91%)	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中11回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 39百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 39百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「経営理念」および社員の行動基準である「KUZEWAY」を定め、これをすべての判断基準に据えて、目指すべき企業の実現のため邁進する。
- ② 業務が適正に遂行される体制構築のため、「基本規程」、「組織運営規程」、「就業規程」、「業務管理規程」等を定める。
- ③ 取締役が他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理マニュアル」を定め、事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析しこれに備える。
- ② 定期的開催されるリスク・コンプライアンス管理委員会において、各部門で発生しているリスクを共有化するとともに対応策を指示する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務が適正に遂行される体制構築のため、グループ共通の「経営理念」並びに社員の行動基準である「K U Z E WAY」を定め、それを基礎としてグループ各社で規程を定めている。また、管理業務の一元化（人事・総務、経理・財務、情報システム）により適切な業務管理を行う。
- ② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項について事前協議を行う。
- ③ 取締役は子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類を閲覧する。取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役および従業員は、重要な法令・定款違反等および当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。また、監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。
- ④ 監査役職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、担当部門において審議の上、不要であるとの証明がなされた場合を除き速やかに会社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役と定期的に意見および情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

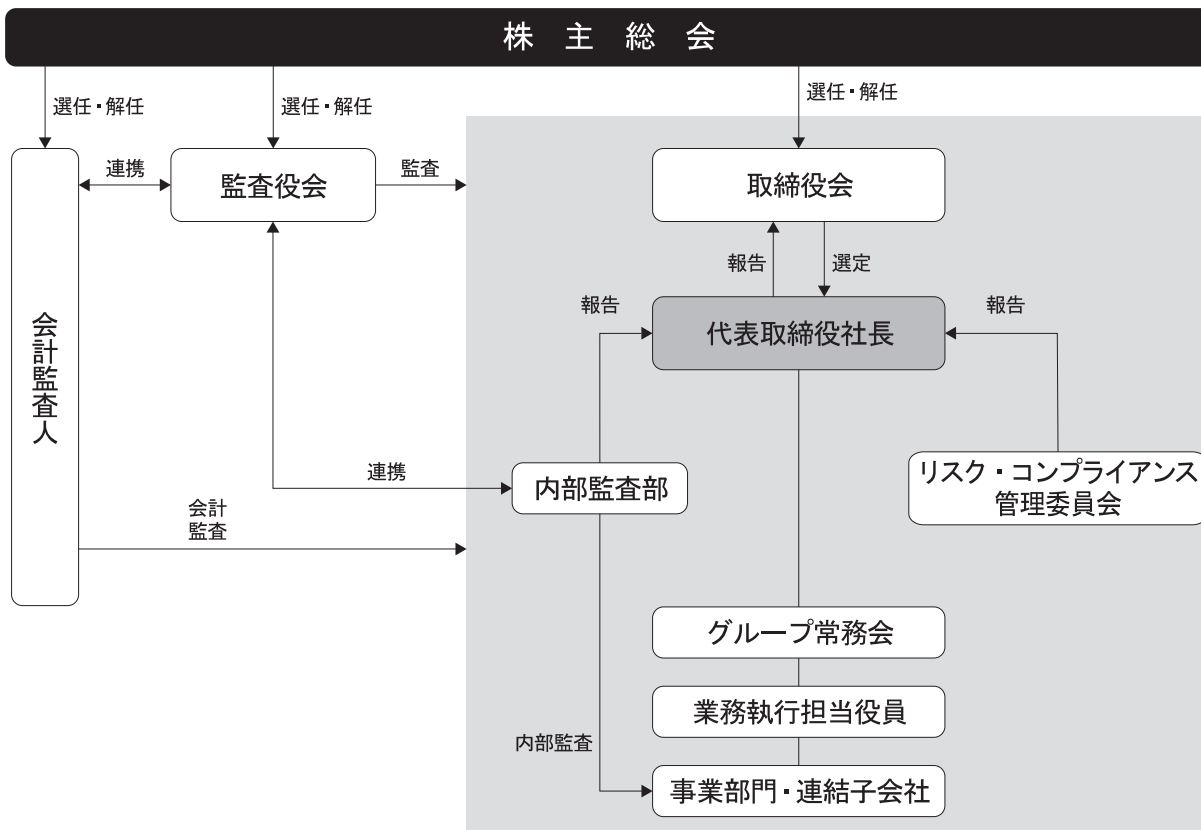
- ① 当社は金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な情報共有並びに業務遂行に努めました。当事業年度におきましては計22回開催いたしました。
- (2) リスク・コンプライアンス管理委員会を四半期ごとに開催し、事件・事故の発生状況並びに内部統制システム整備の一環として、リスクや問題点の把握、課題解決に向けた対応策の協議を行いました。
- (3) コンプライアンスについては、従業員の行動基準である「K U Z E W A Y」の入社時研修を行いました。
- (4) 関係会社の管理については「関係会社管理規程」を定め、諸施策の事前承認並びに活動の結果、管理体制について報告を受けました。
- (5) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について監査を行うとともに、監査役会を12回開催し、監査に関する重要事項について協議を行いました。また、各取締役と情報交換を行うなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (6) 内部監査部は、実施した監査について社長および監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

■ コーポレート・ガバナンス体制



連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	14,729
現金及び預金	4,216
受取手形及び売掛金	6,649
商品及び製品	2,914
原材料及び貯蔵品	320
その他	642
貸倒引当金	△13
固定資産	6,064
(有形固定資産)	2,664
建物及び構築物	912
機械装置及び運搬具	312
土地	994
建設仮勘定	293
その他	151
(無形固定資産)	244
ソフトウェア	156
その他	88
(投資その他の資産)	3,155
投資有価証券	1,425
敷金及び保証金	393
保険積立金	1,242
繰延税金資産	85
その他	206
貸倒引当金	△198
資産合計	20,794

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	12,374
支払手形及び買掛金	8,798
短期借入金	667
1年内返済予定の長期借入金	1,014
未払金	895
未払法人税等	121
未払消費税等	168
賞与引当金	354
その他	354
固定負債	3,973
長期借入金	3,204
繰延税金負債	114
役員退職慰労引当金	233
退職給付に係る負債	219
資産除去債務	97
その他	103
負債合計	16,348
(純資産の部)	
株主資本	3,764
資本金	100
資本剰余金	999
利益剰余金	2,664
その他の包括利益累計額	682
その他有価証券評価差額金	538
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	129
退職給付に係る調整累計額	12
純資産合計	4,446
負債・純資産合計	20,794

連結計算書類

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		56,460
売上原価		43,907
売上総利益		12,553
販売費及び一般管理費		11,710
営業利益		842
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	6	
受取事務手数料	60	
その他	82	156
営業外費用		
支払利息	55	
支払手数料	38	
その他	3	98
経常利益		900
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	12	12
税金等調整前当期純利益		888
法人税、住民税及び事業税	119	
法人税等調整額	△63	56
当期純利益		832
親会社株主に帰属する当期純利益		832

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	302	249	1,832	△151	2,231
当期変動額					
新株の発行	274	274			548
資本金からその他資本剰余金への振替	△476	476			—
親会社株主に帰属する当期純利益			832		832
自己株式の処分				151	151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	△202	750	832	151	1,532
当期末残高	100	999	2,664	—	3,764

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	430	—	108	7	545	2,777
当期変動額						
新株の発行						548
資本金からその他資本剰余金への振替						—
親会社株主に帰属する当期純利益						832
自己株式の処分						151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	108	1	21	5	136	136
当期変動額合計	108	1	21	5	136	1,669
当期末残高	538	1	129	12	682	4,446

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

キスコフーズ株式会社

株式会社久世フレッシュ・ワン

KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED

久世(香港)有限公司

旭水産株式会社

上海日生食品物流有限公司

久華世(成都)商貿有限公司

(2) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(3) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

会社等の名称

JFCフレッシュ株式会社

東京中央食品株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、久世(香港)有限公司、上海日生食品物流有限公司、久華世(成都)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品・製品・原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、建物(建物附属設備を除く)については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 4年～12年

その他 4年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上の基準

当社グループは主に食材卸売業と食材製造業を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内販売において、顧客による検収時までの期間が国内における

連結計算書類

出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出版売は、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段 …… 為替予約

b. ヘッジ対象 …… 買掛金

③ ヘッジ方針

為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を評価しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係すべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法・・・繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段・・・・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・・・・買掛金

ヘッジ取引の種類・・・相場変動を相殺するものです。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度に計上した繰延税金資産額	85百万円
当連結会計年度に計上した繰延税金負債額	114百万円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額)	230百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金、予定されている繰延税金資産の取崩、予想される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。また、当社グループは、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産28百万円（繰延税金負債と相殺前）を計上しております。

②主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の連結会計年度を基準とした売上高の回復程度であり、2023年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けないことを見込んで事業計画上の売上高を算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	104百万円
土地	384百万円
無形固定資産(その他)	36百万円
計	525百万円

(2) 担保付債務

長期借入金	1,150百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,524百万円

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,626,327株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度の末日に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
 - (2) 当連結会計年度の末日に行う剰余金の配当に関する事項
2023年6月28日開催の定時株主総会に次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	55	利益剰余金	12.0	2023年3月31日	2023年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当連結会計年度末現在、当社グループは、主に卸売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入にて資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、当社グループは投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行主体の信用リスク等が存在します。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、すべて1年以内に支払期日が到来します。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で11年後であります。
デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とする為替予約であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
受取手形及び売掛金については、販売管理規程に従い、営業部門で取引先の信用状況を把握するとともに債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。
 - ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的到时価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、その見込みとの乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額34百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価(*)	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,391	1,391	—
資産計	1,391	1,391	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	4,218	3,986	231
負債計	4,218	3,986	231
デリバティブ取引（注2）	1	1	—

(注1)「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,391	—	—	1,391
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1	—	1
資産計	1,391	1	—	1,392

連結計算書類

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	6,649	—	6,649
資産計	—	6,649	—	6,649
支払手形及び買掛金	—	8,798	—	8,798
短期借入金	—	667	—	667
未払金	—	895	—	895
長期借入金	—	3,986	—	3,986
負債計	—	14,348	—	14,348

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元金利率の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基き算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	報告セグメント				その他事業	合計
	食材卸売事業	食材製造事業	不動産賃貸事業	計		
首都圏	38,460	4,643	—	43,104	110	43,214
中京圏	2,332	178	—	2,510	4	2,514
関西圏	6,817	472	—	7,289	—	7,289
海外その他	3,133	301	—	3,435	—	3,435
顧客との契約から生じる収益	50,744	5,595	—	56,339	115	56,454
その他の収益	—	—	5	5	—	5
外部顧客への売上高	50,744	5,595	5	56,345	115	56,460

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり物流受託業務です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上の基準に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当社及び連結子会社の契約残高は顧客との契約から生じた債権であり、連結貸借対照表において売掛金として表示しております。契約資産、契約負債に該当するものではありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益が見込まれる期間の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

連結計算書類

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	961円13銭
2. 1株当たり当期純利益	181円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	10,770
現金及び預金	2,834
受取手形	1
売掛金	5,607
商品	1,762
貯蔵品	2
前払費用	83
未収入金	476
その他	11
貸倒引当金	△9
固定資産	5,429
(有形固定資産)	1,254
建物	388
構築物	0
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	11
土地	738
リース資産	38
建設仮勘定	77
(無形固定資産)	164
借地権	36
ソフトウェア	120
その他	8
(投資その他の資産)	4,009
投資有価証券	1,421
関係会社株式	979
長期貸付金	534
破産更生債権等	102
長期前払費用	3
敷金及び保証金	310
保険積立金	1,172
その他	0
貸倒引当金	△516
資産合計	16,199

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	10,501
支払手形	63
買掛金	7,851
短期借入金	620
1年内返済予定の長期借入金	800
リース債務	27
未払金	609
未払費用	129
未払法人税等	13
未払消費税等	109
前受金	2
預り金	45
賞与引当金	216
その他	14
固定負債	3,298
長期借入金	2,720
リース債務	14
繰延税金負債	107
退職給付引当金	187
役員退職慰労引当金	172
資産除去債務	87
その他	8
負債合計	13,799
(純資産の部)	
株主資本	1,861
資本金	100
資本剰余金	1,042
資本準備金	566
その他資本剰余金	476
利益剰余金	718
利益準備金	15
その他利益剰余金	703
別途積立金	2,110
繰越利益剰余金	△1,406
評価・換算差額等	538
その他有価証券評価差額金	538
純資産合計	2,399
負債・純資産合計	16,199

計算書類

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		44,651
売上原価		35,489
売上総利益		9,161
販売費及び一般管理費		8,625
営業利益		536
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	26	
受取事務手数料	78	
貸倒引当金戻入益	48	
その他	51	209
営業外費用		
支払利息	46	
支払手数料	33	
その他	0	80
経常利益		664
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	12	12
税引前当期純利益		652
法人税、住民税及び事業税	13	
法人税等調整額	△71	△58
当期純利益		710

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	302	291	—	291	15	2,110	△2,117
当期変動額							
新株の発行	274	274	—	274			
資本金からその他資本剰余金への振替	△476		476	476			
当期純利益							710
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計	△202	274	476	750			710
当期末残高	100	566	476	1,042	15	2,110	△1,406

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7	△151	449	431	431	881
当期変動額						
新株の発行			548			548
資本金からその他資本剰余金への振替			—			—
当期純利益	710		710			710
自己株式の処分		151	151			151
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				107	107	107
当期変動額合計	710	151	1,411	107	107	1,518
当期末残高	718	—	1,861	538	538	2,399

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 10年～20年

工具器具備品 4年～20年

その他 4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年であります。

-
- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
- 当社は主に食材卸売業を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内販売において、顧客による検収時までの期間が国内における出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- また、輸出版売は、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した繰延税金資産額	一百万円
当事業年度に計上した繰延税金負債額	107百万円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額)	149百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金、予定されている繰延税金資産の取崩、予想される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。また、当社は過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産28百万円（繰延税金負債と相殺前）を計上しております。

②主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の事業年度を基準とした売上高の回復程度であり、2023年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けないことを見込んで事業計画上の売上高を算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

当該関係会社に関する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	22百万円
長期金銭債権	534百万円
短期金銭債務	186百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,886百万円

3. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物	104百万円
土地	384百万円
借地権	36百万円
計	525百万円

(2) 対応する債務

長期借入金	1,150百万円
-------	----------

4. 保証債務

子会社の借入債務	106百万円
----------	--------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	153百万円
仕入高	1,294百万円
販売費及び一般管理費	2百万円
営業取引以外の取引高	41百万円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	74百万円
貸倒引当金	181百万円
役員退職慰労引当金	59百万円
投資有価証券評価損	45百万円
関係会社株式評価損	93百万円
退職給付引当金	64百万円
資産除去債務	30百万円
繰越欠損金	658百万円
その他	46百万円
繰延税金資産小計	1,256百万円
評価性引当額	△1,106百万円
繰延税金資産合計	149百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△249百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△8百万円
繰延税金負債合計	△257百万円

繰延税金資産（負債）の純額 △107百万円

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2022年9月1日付で資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.62%から34.59%に変更しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株久世 フレッシュ・ワン	(所有) 直接100.0%	同社商品の 一部購入 資金の貸付 役員の兼任	営業取引 以外の取引	資金の貸付 (注1)	—	長期貸付金	534
					利息の受取 (注2)	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 関係会社への貸付金につき、合計413百万円の貸倒引当金を計上しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	久世健吉	(被所有) 直接13.38%	当社代表取締役会長	不動産の賃借 (注1)	21	—	—	
				不動産の賃借に対する保 証金の返還	22	—	—	
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	株式会社パー トナー(注3)	—	役員の兼任	不動産の賃借 (注2)	10	前払費用	3	
				不動産の賃借に対する 保証金の差入	28	敷金及び 保証金	28	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 久世健吉氏からの本社ビルの賃借料については不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき決定しております。
2. 株式会社パートナーからの本社ビルの賃借料については不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき決定しております。また、賃料の8ヶ月分相当を保証金として差し入れております。
3. 株式会社パートナーは、当社代表取締役社長久世真也及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 518円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 154円61銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 久世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎田 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社久世の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社久世及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社 久 世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社久世の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の業務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり提出いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会へ出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としては、今後も内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社 久世 監査役会

常勤監査役 後藤 明彦 ㊞

社外監査役 大鹿 博文 ㊞

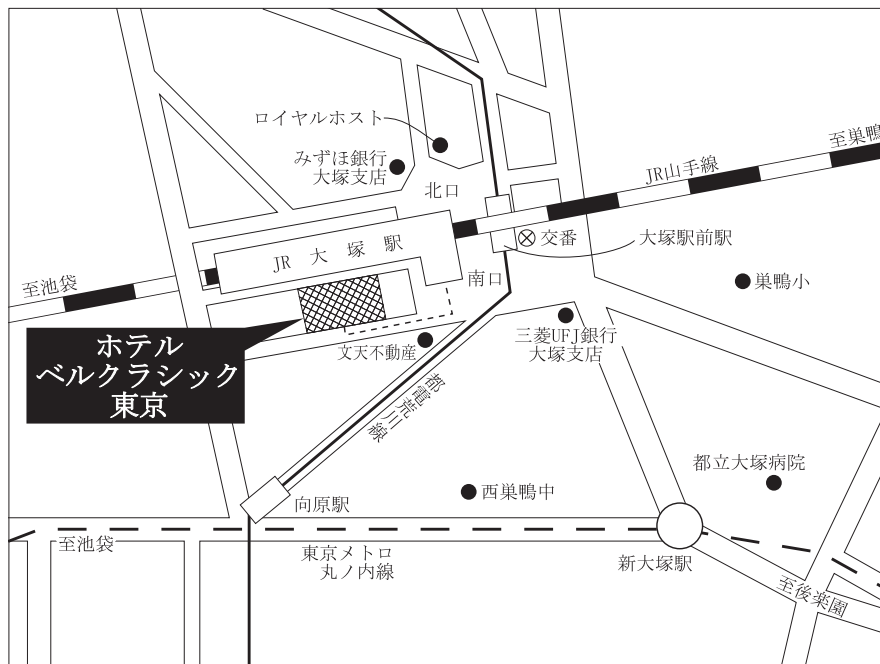
社外監査役 和井田 堯彦 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図



- 日 時 2023年6月28日（水曜日）
- 会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
電話 03-5950-1200（代表）
- 交 通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続く場合は、ご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

ご来場いただく場合のマスク着用は、株主様の個人の主体的なご選択を尊重いたします。ただし、客観的にみて体調がすぐれない様子がお見受けされる場合は、当社スタッフからお声がけさせていただく場合もございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。